福 島 県 教 育委員会における学校 運営協 議 숲 0) 設 置等 に 関 す る 規 則

(趣旨)

第 表 百六十二号。 に 掲 げ る \mathcal{O} 学校 規 以 則 下 を は 1 法 . う。 地 方教育 とい 以 下 う。 行 「学校」 政 第四 \mathcal{O} 組 織 と + 及 七 V . ئ ش び 条 運営 \mathcal{O} 五. に に \mathcal{O} お 関 規 け す 定に基づ る学 る 法 校運営 律 き、 昭 協 福 和 三十 議会 島県 <u>\\</u> 议 年 学 法 下 律 (別 第

第二条 <_ 法 第 兀 +七 条 \mathcal{O} 五. 第 __ 項 本 文 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 別 表 に 掲 げ る学 校 に 協 議 会 を 置

(設置等)

議

会

と

11

う 。)

 \mathcal{O}

設

置

等

に

関

L

必

要な事項

を定

 \otimes

る

ŧ

 \mathcal{O}

とす

る。

2 関 き 係者 は、 福 L 7 島 あ 県教 協 以 議 5 下 す か 育 る学校 委員 じ め、 地 域 会 住民 をい 対 **(以** 象学 等」 う。 下 校 と 教 以 **(当** 11 育 下 う。 該 委員 同 協 じ 議 会」 \mathcal{O} 会 意見を聴く \mathcal{O} が لح 校長並 そ V \mathcal{O} う 。) 運 \mathcal{U} 営 に は 及 のとする。 地 び 域 当 協 住 該運 議 民 숲 営 を設 及 び \sim 保 け \mathcal{O} 護者そ ょ 必 要 う な支 لح す 援 他 る لح \mathcal{O}

(基本的な方針等)

第三条 す る。 法 第 兀 + 七 条 \mathcal{O} 五. 第 兀 項 \mathcal{O} 教 育 委員会規 則 で 定 \otimes る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項

- 一 学校経営計画に関する事項
- 二 その他校長が必要と定める事項
- 2 に 従 対 象学 11 当 該 校 対 \mathcal{O} 象 校 学 長 校 は \mathcal{O} 運営を 法 第 兀 行 +う 七 ŧ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} とす 五. 第 る 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 承認を得 た基 本 的 な方

(意見の聴取)

第 ベ 兀 ょ う とす 議 るとき 会は は、 法 第 あ 兀 5 +か 七 じ 条 \Diamond \mathcal{O} 五. 対象学 第六 項 校 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 校 長 に \mathcal{O} ょ 意見 ŋ 教育 を 聴 委員会に < £ \mathcal{O} とす 対 て意 見 を 述

(職員 \mathcal{O} 任 用 に 関 す る 意見 \mathcal{O} 対 象 と な る事 項 等)

第 Ŧī. 関 す る 基 法 本 第 的 兀 $\overline{+}$ な 方 七 条 針 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 実 第 現 七 に 項 資 す \mathcal{O} 教 る 育委員会規則 事 項 特 定 \mathcal{O} で 個 定 人 \otimes に る 係 事 る 項 Ł は \mathcal{O} を 対 除く。 象学 校 لح \mathcal{O} する。 運 営

2 意 見 前 を 条 述 \mathcal{O} 規 ベ る 定 場合 は に 法 第 9 兀 11 て + 準 七 用 条 す \mathcal{O} る。 五 第 七 項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 協議会が 教育委員会に対して

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第六条 協 議会は 対 象学校 \mathcal{O} 運 営 状 況 12 0 11 て、 少 な くとも毎年度一 回 評価を行う

ものとする。

2 協 議会は、 地 域 住 民等 12 対 て、 活 動 状 況 を 公 開 す る 等 \mathcal{O} 方 法 に ょ り、 積 極 的 に

報提供に努めるものとする。

(住民参画の促進等)

第七 条 協 議会は 対象学校 \mathcal{O} 運営 に 0 11 て、 地 域 住 民 等 0 理 協 力、 参 画 等 が 促 進

されるよう努めるものとする。

2 協 議会は 対 象学 校 \mathcal{O} 教育活 動 に 対 す る 地 域 住民 等 \mathcal{O} 積 極 的 な 参 画 及 び支援 が 促 進

されるよう努めるものとする。

(組織)

第八条 協議会は、 委員十五 人以 内と 対象学校 \mathcal{O} 校長 0) ほ か 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 11 ず れ カコ

に該当する者を教育委員会が任命する。

一保護者

二 地域住民

三 学識経験者

四 関係行政機関の職員

五 対象学校の教職員

六 その他教育委員会が必要と認める者

委員 \mathcal{O} 辞 職等 ょ り 欠員が 生じ た場合に は、 教育委員会は速や カコ に 新たな委員を任

命するものとする。

2

(委員の任期)

第 九条 委員 \mathcal{O} 任 期 は 二年とする。 ただ Ĺ 前 条第二項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 新た に 任 命 され

た委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

十条 委員 は、 職 務 知 ŋ た 秘 密 を 漏 5 て はなら な V) そ \mathcal{O} 職 を 退 V) た後 Ł 同 様

とする。

- 2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 協 議 会 及 び 対 象学校 \mathcal{O} 運 営 に 著 L 11 支障 を来す言動 を行 うこと。
- 委員と L て \mathcal{O} 地 位を営利 行 為、 政治 活 動 宗教活動等に 不当に利 用すること。
- \equiv 前二号に げ る £ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 委員たるに S さ わ な 1 非行を行うこと。

(委員の解任)

第十一 条 教育委員会は、 委員 が 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} V ず n カ に 該当す るときは そ \mathcal{O} 委 員

任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 前 条 第一 項後段を除く。 \mathcal{O} 規定に違反し たとき。
- 三 心 身 \mathcal{O} 故 障 \mathcal{O} ため 職務を執 行 することができな 11 と認 め 5 れ ると
- 2 教育委員会は、 前 項 \mathcal{O} 規定に より 委員を解任するとき は、 当該 委員に対 て そ 0

由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第 十二条 協議会に会長及び 副会長一 人を置き、 委員 \mathcal{O} 互. 選 に ょ り 定 \Diamond る。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副 会長は 会長を補佐 会長に 事 故 が あるとき 又 は 会長が 欠け たとき は、 そ \mathcal{O}

務を代理する。

(会議)

第十三条 協 議会の 会議 は、 会長が 招集する。 ただ し、 委員 \mathcal{O} 任期満了 に 伴 V 新 たに 組

織され た協議会 \mathcal{O} 最 初 に 開 催される会議 は、 校長が 招集する。

- 2 協 議 会は、 委員 \mathcal{O} 過半数 が 出席しなけ れば、 会議を開き、 議決することが でき
- 3 議 会 \mathcal{O} 議事 は 出 席 た委員 0 過半数で決 Ļ 可 否同数 0 ときは 会長 \mathcal{O} 決する

ところによる。

(会議の公開)

第十四· 協 議会の 会議 は 公 開 す る た だ Ļ 協議会が 特 別 \mathcal{O} 事 情 が あ る 認 8 る

合は、この限りでない。

2 議 \mathcal{O} 会議 を傍聴 ようとする者は あ 6 か じ \Diamond 会長に 申 出 な け n ば な 5 な

V)

3 傍聴 人は、 会議の進行を妨げる行為をしてはならない

(指導及び助言等)

第十五条 教育委員会は、 協議会の 運営状況に 0 1 て 的 確な把握を行い、 必要に応じて、

協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は 協 議会が適切 な活動を行うことができるよう、

情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第十六条 $\overset{\succ}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 に定め る ŧ \mathcal{O} 0) ほ か、 協 議 会の 設置等に 関 し必要な事 項 は、 教育長

が別に定める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 ۲ 0) 規 則 \mathcal{O} 施行後最初に 開 催され る協議会の会議は、 第十三条第一 項の 規定に かか

わらず、校長が招集する。

附 則(令和二年三月二七日教育委員会規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年十二月八日教育委員会規則第一二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表 (第一条、第二条関係)

福島県立川 俣高等学 校 福島県立湖南高等学校 福島県立猪苗代高等学 校 福島

県立西会津高等学校 福島県立 Ш 口高等学校 福島県立 只見高等学校